

平成23年度税制改正で実施される改正項目（主要なもの）

法律名：「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」

公布日：平成23年6月30日

税目	条項	改正内容		適用時期	附則
所得税法	47	棚卸資産	棚卸資産の評価方法の見直し（切り離し低価法の廃止）	平成23年分以後の所得税	2
	120	還付申告	還付申告書の早期提出（翌年1月1日から）	平成23年分以後の所得税	2
所得税法等の一部を改正する法律附則	32, 33, 43, 45, 94	上場株式等の配当所得及び譲渡所得等	上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する軽減税率（7%）の特例措置の延長。	平成25年12月31日まで適用期限を延長	
法人税法	33	グループ法人税制関係	完全支配関係がある法人間における一定の子会社株式の評価損の非計上	公布の日以後行う評価替え等から	12
	2	組織再編成税制	外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資は非適格とする	公布の日以後行う現物出資から	11
	66, 67, 143	グループ法人税制関係	複数の完全支配関係がある大法人（資本金5億円以上の法人又は相互会社）に発行済み株式の全部を保有されている法人については、以下の措置とする。 ①中小企業者等の軽減税率の不適用 ②特定同族会社の特別税率を適用対象	平成23年4月1日以後開始事業年度～	13 16
	29	棚卸資産	棚卸資産の評価方法の見直し（切り離し低価法の廃止）	平成23年4月1日以後開始事業年度～	10
	72 81の20	中間申告の制限	次のいずれかの場合には仮決算による中間申告書は提出できない。 ①前事業年の6か月相当額の確定法人税額が10万円以下である場合又は金額がない場合 ②仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額の6か月相当額を超える場合	平成23年4月1日以後開始事業年度（連結事業年度）～	10
消費税法	9の2	事業者免税点制度の見直し	前年（個人）又は前事業年度（法人）の前半6か月の課税売上高が1,000万円超の場合には、その年（個人）又はその事業年度（法人）については事業者免税点制度を適用しない。	平成25年1月1日以後開始する個人事業者の年、法人の事業年度から	22
	30	仕入消費税額全額控除（95%ルール）の見直し	課税売上割合が95%以上の場合であっても、課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、課税仕入れ等の消費税額を全額繰越控除できない。	平成24年4月1日以後開始する課税期間から	22
措置法	42の3の2 68の8	中小企業者等の法人税率の特例	資本金又は出資金が1億円以下である中小法人に対する軽減税率（18%）の特例措置の延長。	平成24年3月31日終了事業年度まで適用期限を延長	
	10の2 42の4の2 68の9の2	試験研究を行った場合の特別税額控除の特例	試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除限度額を、法人税額の30%とする特例措置の延長。	平成24年3月31日終了事業年度まで適用期限を延長	
	57の10 68の59	中小企業等の貸倒引当金の特例	中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置（116%）の延長。	平成24年3月31日開始事業年度まで適用期限を延長	
	57の10 61の4 66の13 68の59 68の98	グループ法人税制関係	複数の完全支配関係がある大法人（資本金5億円以上の法人又は相互会社）に発行済み株式の全部を保有されている法人については、以下の措置とする。 ①中小企業等の貸倒引当金の特例における貸倒引当金の法的繰入率の不適用 ②交際費等の損金不算入制度における中小企業者に係る600万円の定額控除の不適用 ③欠損金の繰戻還付の不適用措置の例外措置の不適用（繰戻還付は適用されない）	平成23年4月1日以後開始事業年度～	
国際課税	措法66の4 68の88	移転価格税制	独立企業間価格の算定方法について適用順位の廃止	平成23年10月1日以後開始事業年度～	57 73